

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「P F I 法」という。）第15条第1項及び同法施行規則（平成23年内閣府令第65号）第2条の規定により、宮崎市がP F I 法に基づき策定を予定している実施方針に関して、次のとおり公表する。

令和元年6月7日

- 【特定事業の名称】 宮崎市営住宅新町・追手団地建替事業
- 【期間及び概要】 5年（予定）
宮崎市営住宅新町・追手団地の建替事業
- 【公共施設等の立地】 宮崎市営住宅新町・追手団地内
- 【実施方針策定の時期】 令和元年8月（予定）

※期間及び時期については現時点のものであり、変更の可能性あり。